

入札監理小委員会における審議の結果報告
発注者支援業務（①発注補助業務、②監督補助業務、③品質監視補助及び施工状況確認補助業務、④技術審査補助業務）

国土交通省、内閣府所管の港湾における発注者支援業務（発注補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務、技術審査補助業務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成24年度から開始し1年以内又は1年を超える期間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1 業務量、入札単位、契約期間について

〔論点1〕

- 具体の業務量、入札単位（事務所内での分割発注等）、契約期間が実施要項の審議段階では明確に示されていないが、監理委員会での審議をどのように行うのか。【①3・8・12ページ、②3・6・10ページ、③3・6・10ページ、④3・7・11ページ】

〔国土交通省港湾局の対応〕

- 業務の性質上、現段階で記載が困難であるとしても、これらの項目については、実施要項における重要な要素であることから、入札公告時に明らかにすることとした上で、その内容の監理委員会への報告を義務付けるとともに、その旨を実施要項に明記することとした。

〔論点2〕

- 「業務ボリューム」及び「従来の実施状況に関する情報の開示」において、東日本大震災による影響を明記するべきではないか。【①26・47ページ、②26・48ページ、③26・48ページ、④25・46ページ】

〔国土交通省港湾局の対応〕

- 「東日本大震災の被災地域については震災の影響により、平成23年度以降は大幅に変動する可能性がある」旨、文言を追加した。

2 パブリックコメントへの対応について

- 実施要項（案）の意見募集により、②監督補助業務に関して12件、③品質監視補助及び施工状況確認補助業務に関して1件の意見が寄せられた。主な意見と対応は以下のとおり。

〔主な意見〕

- ②監督補助業務、③品質監視補助及び施工状況確認補助業務の資格要件として、「地方整備局等管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有すること」を求めているが、競争性を制限するものであることから削除してもらいたい。【②4・8ページ、③4・7ページ】

〔国土交通省港湾局の対応〕

- 当該箇所は削除し、代わりに、確保されるべき対象公共サービスの質として、「調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること」を明記した。

以 上